

議案第8号

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第7条の2 地方公務員法第25条第2項の規定により、任命権者は、職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものを控除することができる。

- （1）財団法人愛媛県市町村職員互助会の掛金
- （2）愛媛県市町村職員共済組合が行う貯金
- （3）新居浜市職員宿舎の使用料
- （4）地方公務員法第53条の規定により登録された職員団体の組合費及び当該職員団体への納入金
- （5）前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので市長が別に定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、職員に給与を支給する際、一定のものについては当該給与から控除することができることを条例上規定するため、本案を提出する。